

◎ 合理的配慮を求めることができるのは、なぜ？

ぜんかい とうりてきはいりよ もと さべつ わ
前回はなしで、「合理的配慮をしないこと」が差別になることが分かりました。

しょうがい わたし とうりてきはいりよ もと けんり うら かえ とうりてきはいりよ
障害のある私たちには合理的配慮を求め権利があり、裏を返せば合理的配慮をする
しやかい ぎむ とうりてきはいりよ かね
ことは社会の義務なのです。でも、合理的配慮をするにはお金がかかります。

なぜ、これを「義務」とまで言えるのか？ 今回は、この点を考えてみたいと思います。

◎ 交差点で立ちつくすAさん

しかくしょうがい しこと めんせつかいじょう ある
視覚障害のあるAさんは、仕事の面接会場に歩いていくことにしました。

こうつうりょう おお こうさてん き いっぽ すす おと し
ところが交通量の多い交差点に来てAさんは一歩も進めなくなりました。音で知らせる
そうち しんこうき つ ちこく しゅうしょく
装置が信号機に付いていなかったのです。Aさんは遅刻してしまい就職することができ
ませんでした。

おと し そうち しんこうき つ かね
「音で知らせる装置が信号機に付いていたらよかったのに。」「でも、お金がかかるから
むずか ことえ き
難しいよね。」などという声が聞こえてきそうです。

◎ 誰のための信号機？

みなさん、ここでちょっと想像してみてください。信号機がなかった100年以上前、
め み ひとびと みち わた
目が見える人々はどうやって道を渡っていたのでしょうか？

そうです。自分の目で左右を確かめて渡っていたのです。その後社会が発展し自動車が
はし しんこうき かいはつ め み ひとびと
走るようになると信号機が開発されました。これによって、目が見える人々はそれまでの
さゆう ちゅういぶか たし あんぜん みち わた
ように左右を注意深く確かめることなく、安全に道を渡れるようになりました。

自動車のほうも、交通事故の危険性が少なくなってスムーズに走れるようになり、その
けっか しやかい はってん
結果、さらに社会は発展していくことになります。

このように、信号機は社会の発展や安全のためにとっても役立つものですが、当時の
しんこうき だれ つく みち わた
信号機はいったい誰のために作られたのでしょうか？ 「道を渡る『みんな』のため。」と
こた ひと
答える人がいるでしょう。

しかし、『みんな』の中からこぼれ落ちている人々がいないのでしょうか？

とうじ しんこうき しかくしょうがい ひと じゃがい つく
そう、当時の信号機は、視覚障害のある人を除外して作られたのです。

め み ひとびと つく
あくまで、目が見える人々のために作られたのです。

◎ 社会的発展

もともと自分の目で通りの安全を確認できる人々のために、社会は莫大なお金をかけて信号機というシステムを整えました。公共交通のシステム全体にも同じことが言えます。

もともと歩行により自分で移動できる人々のために、社会は莫大なお金をかけて鉄道や飛行機などの交通システムを整えました。

障害のない人は、自分の歩行能力以上の移動能力を手に入れたのです。しかし、障害のある人はいつも、この社会の発展の外に放置されてきました。

さらに、上記の交通システムが普及すると、社会生活全体がその利用を前提として形作られてくるので、社会発展の外に置かれた障害のある人は、ますます社会から疎外され、ますます「障害のある人」でなければならなくなりました。

◎ 社会の発展のあり方を見直すきっかけ —合理的配慮—

障害のある私たちが現在受けている不利益は、これまでの社会の発展のあり方が生み出したものだとすれば、これを取り除く責任は社会の側にあると言っていいでしょう。これまで社会の発展の恩恵を受けてきた障害のない人に合理的な負担を求めることも、「障害者のわがまま」とはならないはずで、これを法的な権利として認めたのが条約の「合理的配慮」に関する条項です。

「合理的配慮」は、これまでの経済最優先、効率最優先の社会発展のあり方を見直す起爆剤となるもので、これにより、本当の意味での「みんなが暮らしやすい社会」が実現するのです。

つづく・・・



参考書籍

- ・長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本—概要と展望』(生活書院、2008年)
- ・東俊裕監修、DPI日本会議編『障害者の権利条約でこう変わる Q & A』(解放出版社、2007年)